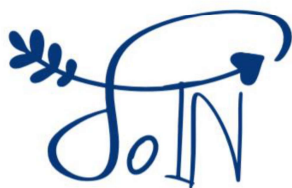


【訪問看護】
重要事項説明書 兼 サービス契約書



SOIN訪問看護ステーション

重要事項説明書

サービス種類	訪問看護・予防訪問看護（介護保険/医療保険）
--------	------------------------

第1条（会社の概要）

会社名	株式会社 s-edge		
代表者名	代表取締役社長 堤 理		
本社所在地	北海道札幌市中央区北1条西3-3 ばらと北一条ビル		
電話番号	011-596-7951	FAX番号	011-596-7954
設立	2020年 8月 7日	資本金	200万円
実施事業の情報・個人情報の取扱いについて（ホームページ）	http://sedge.co.jp		

第2条（会社理念）

すべての人の笑顔のために、ご利用いただく皆様やご家族が安心して生活できるよう支援いたします。人生最後の時まで自分らしくご自宅で過ごせるようサポートいたします。地域の医療機関、各事業所と密接に連携し皆様の生活に必要なサービスを提供します。

第3条（事業の目的・方針）

介護保険法および健康保険法における指定訪問看護サービス（以下「サービス」とします。）は、そのお客様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とし、目標を設定して、その療養生活の支援・診療上の補助をし、心身の機能の維持回復を図り、もってお客様の生活機能の維持または向上を目指すことを計画的に行うこととします。

第4条（事業所の概要・相談苦情等の連絡先）

相談・苦情(第18条・20条)・キャンセル(第11条)などの連絡先はこちらになります。

事業所名 所在地 電話番号/FAX番号	SOIN 訪問看護ステーション 札幌市北区北35条西9丁目3番1号エスレート35 105号室 TEL: 011-374-7456 FAX: 011-374-7310 SOIN 訪問看護ステーション サテライト菊水 札幌市白石区菊水元町2条5丁目2-15 ローズヴィラ菊水101号室
管理者	堀 那津実
虐待防止担当者（第17条）	堀 那津実
相談責任者(第20条3項)	堀 那津実
指定年月日（更新）	2020年 10月 26日（有効期限満了日：2026年 10月 31日）
介護保険事業所番号	0160291001
ステーションコード	0291001

第5条（サービス提供地域）

サービス提供地域	北区、中央区、東区、石狩市
----------	---------------

第6条（営業日および営業時間、サービス提供時間）

	月曜日～金曜日	土曜日	日・祝休日	その他休業日
営業時間 (窓口対応時間)	9:00 ~ 18:00	: ~ :	: ~ :	12/30~1/3

サービス提供時間	00:00 ~ 00:00	00:00 ~ 00:00	00:00 ~ 00:00	年中無休
----------	---------------	---------------	---------------	------

第7条（事業所の職員体制等）

1 本店 職員体制

（2024年 1月 31日現在）

	資格	常勤	非常勤	計	備考（兼任の有無等）
管理者	保健師または看護師	1人	—	1人	サービス従業者兼務
サービス従業者	看護師・保健師・准看護師	3人以上	1人	3人以上	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1人以上	0人	3人	
事務職員	—	2人	0人	2人	

サテライト菊水 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	備考（兼任の有無等）
サービス従業者	看護師・保健師・准看護師	1人	0人	1人	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0人	0人	0人	
事務職員	—	0人	0人	0人	

2 職務内容

①管理者（看護師・保健師）

事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行います。

②看護職員（看護師・准看護師・保健師）

サービスの提供にあたります。また、准看護師を除く保健師・看護師が介護保険法および健康保険法に定められた訪問看護計画書（以下「訪問看護計画書等」とします。）および訪問看護報告書（以下「訪問看護報告書等」とします。）を作成します。

③理学療法士・作業療法士または言語聴覚士（以下「理学療法士等」とします。）

サービス（在宅におけるリハビリテーション）の提供にあたります。

3 その他

サービスの質の向上を図るため、職員に対し、定期的に研修の機会を設けるものとします。

第8条（サービス内容）

1 会社は、介護保険法に定める居宅サービス計画・介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいたサービスまたは健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の医療保険関係法令が定めるサービスを、制度に従い該当する保険を適用して、訪問看護計画書等の内容に沿って提供します。

2 サービスの提供方法は次のとおりとします。

①訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、会社は訪問看護計画書等を作成し、訪問看護を実施します。

②利用希望者または家族、利用希望者を担当する居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）から会社に直接申し込みがあった場合は、会社から主治医に指示書の交付を依頼します。

③お客様に主治医がない場合は、会社から地区医師会または地域高齢者担当に主治医の選定を依頼します。

3 対象者によって受けられる保険は次のとおりとなり、要件に従い各保険を適用します。

（1）介護保険

①病状が安定期にあり、サービスが必要であると主治医が認めた要介護者または要支援者

（2）医療保険

①40歳未満の者

②40歳以上65歳未満の要介護認定を受けることができる16特定疾患以外の者

③40歳以上の16特定疾患または65歳以上であって要介護者・要支援者でない者

④要介護者等であっても末期の悪性腫瘍患者、神経難病等（厚生労働大臣が定める疾病等）の者

⑤要介護者等であっても特別訪問看護指示書が交付された場合

- 4 サービスの内容は次のとおりとします。
 - ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事および排泄など日常生活の世話
 - ④ターミナルケア ⑤褥瘡(じょくそう)の予防・処置 ⑥カテーテル等の管理
 - ⑦リハビリテーション(※) ⑧認知症患者の看護 ⑨療養生活や介護方法の指導
 - ⑩その他医師の指示による医療処置(※) 理学療法士等が看護職員の代わりに訪問し、看護業務の一環としてリハビリテーション中心としたサービスを実施するものを含みます。
- 5 後述「サービス利用料金の説明」に記載の介護保険適用・医療保険適用・保険適用外(保険適用サービスに併用してお客様の希望により提供した場合)のサービスを対象としているため、お客様がそれら以外のサービスを希望する場合には、別途契約が必要となります。

第9条(連携について)

会社は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業者等および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第10条(サービス利用料金について)

- 1 サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬および医療保険の診療報酬に準拠した金額、その他にかかる費用となります。
- 2 サービス利用料金の詳細については、後述「サービス利用料金の説明」のとおりとします。

第11条(キャンセル)

- 1 お客様がサービスの利用を中止する際には、すみやかに第4条で定める連絡先までご連絡ください。
- 2 お客様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の営業時間(窓口対応時間)内までにご連絡ください。それ以降のキャンセルはキャンセル料を申し受けることとなります。(ただし、介護保険については、お客様の容態の急変など緊急時の場合、またはやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。医療保険のキャンセル料はありません。)
- 3 キャンセル料については、後述「サービス利用料金の説明」のとおりとします。
- 4 キャンセル料は、当月分のお客様負担金の支払いにあわせてお支払いいただきます。

第12条(お支払い方法)

- 1 会社は、1ヶ月ごとにお客様負担金およびその他の費用を請求し、お客様は原則として会社の指定する期日に口座引き落としの方法により支払うものとします。
- 2 お客様が希望する場合は、口座振込みにてお支払いいただくことも可能です。

第13条(訪問看護計画書等および訪問看護報告書等)

- 1 会社は、お客様のご希望、主治医の指示および心身の状況等を踏まえて、療養上の目標および当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書等を作成するものとします。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画の内容に基づいて訪問看護計画書等を作成するものとします。
- 2 会社は、訪問看護計画書等の作成にあたって、その内容についてお客様またはそのご家族に対して説明し、その同意を頂くとともに、作成した訪問看護計画書等は、これをお客様に交付するものとします。
- 3 会社は、サービスの提供を訪問看護計画書等に沿って計画的に行うものとします。
- 4 会社は、訪問日に提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書等を作成するものとします。
- 5 会社は、主治医に訪問看護計画書等および訪問看護報告書等を提出し、サービスの提供にあたって、主治医との密接な連携を図るものとします。
- 6 会社は、お客様の要望等により訪問看護計画書等の変更または中止の必要がある場合には、状況調査等を踏まえ協議し、医師または居宅介護支援事業者等の助言および指導等に基づいて、訪問看護計画書等を変更または中止をするものとします。
- 7 理学療法士等がサービスを提供しているお客様については、お客様の状況や実施したサービスの情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、保健師・看護師と理学療法士等が連携して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、サービスの利用開始時やお客様の状態の変化等に合わせた定期的な保健師・看護師の訪問により、お客様の状態について適切に評価を行います。

第14条(サービス提供の記録)

- 1 会社はサービスを提供した際には、あらかじめ定めたサービス提供記録書の書面に、提供したサービスの内容および各種体制加算状況等必要事項を記入し、お客様の確認を受けることとします。
- 2 会社は、サービス提供記録書および訪問看護計画書等、訪問看護報告書等、主治医指示書等の記録については、サービス完了の日から5年間はこれを適切に保存し、お客様の求めにより開示し、実費相当の負担によりその写しを交付します。

第15条（連絡先の確認）

- 1 会社は、サービスを提供するにあたり、お客様の連絡先および連絡相談の窓口となられる家族の方の連絡先を確認させていただきます。
- 2 会社は、サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認するなど、医師および医療機関等への連絡体制の確保に努めるものとします。

第16条（受給資格等の確認）

サービス開始時および更新等の必要時、被保険者証等の確認をさせていただきます。

第17条（虐待防止のための措置）

- 1 会社は、お客様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。会社は、お客様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。
- 2 会社は、虐待防止のための指針を整備するとともに、お客様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- 3 会社は、前項の措置を適切に実施するために、第4条に記載の虐待防止担当者を配置します。
- 4 会社が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。
 - ①切迫性：お客様本人または他のお客様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ②非代替性（ひだいたいせい）：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
 - ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

第18条（緊急時・事故発生時の対応）

- 1 緊急時および事故発生時には、人命救助を最優先とし、速やかな現場対応と連携・連絡を行います。その場合、お客様の状態に応じ、救急救命対応や主治医への連絡等必要な措置を講じます。
- 2 サービス提供により事故が発生した場合は、当該お客様の家族や区市町村、当該お客様に係わる主治医および居宅介護支援事業者等の医療・福祉・介護・行政機関に必要な応じた報告と連絡を行うとともに、事故の状況および事故に際してとった処置を記録し、その原因を解明し再発防止策を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。
- 3 緊急時の連絡先および対応可能時間は、第4条に定める事業所の電話番号および第6条に定める営業時間（窓口対応時間）となります。

第19条（秘密保持）

- 1 業務上で知り得たお客様およびその家族に関する秘密および個人情報を、お客様または第三者の生命、身体等の危険防止の為など正当な理由がある場合を除いて契約期間中および契約終了後、また職員については退職後も第三者に漏らすことはありません。
- 2 あらかじめ文書によりお客様およびその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず居宅介護支援事業者等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を利用できるものとします。

第20条（相談窓口および苦情対応窓口）

- 1 サービスに関する相談、苦情および要望等（以下、「苦情等」とします。）については、下記の窓口にて対応致します。苦情等については、真摯に受け止め、誠意を持って問題の解決に臨み、対応内容は、これを記録および保存し、常に居宅サービス事業者としてサービスの質の向上に努めるものとします。
- 2 苦情対応の基本手順
 - ①苦情の受付、②相談責任者への報告、③状況の確認、④苦情解決に向けた対応の実施、⑤再発防止および改善の措置、⑥苦情申立者への改善状況の確認
- 3 相談・苦情窓口
 - ①事業所の苦情等の窓口および相談責任者は、第4条で定める連絡先となります。また、受付時間は、第6条に定める営業時間（窓口対応時間）となります。
 - ②法人お客様相談窓口および公的機関による苦情相談受付窓口につきましては、下記のとおりとなります。

●法人お客様相談窓口

法人お客様相談窓口 電話番号/FAX番号 受付時間	SOIN 訪問看護ステーション TEL：011-374-7456 FAX：011-374-7310 午前 9時 00分より午後 17時 00分まで（平日）
---------------------------------	--

●公的機関による苦情相談窓口

国民健康保険団体連合会 電話番号： 011-231-5161 受付時間：午前 時 分より午後 時 分まで（平日）
札幌市役所 保健福祉局高齢保険福祉部介護保険課 電話番号： 011-211-2547 受付時間：午前 時 分より午後 時 分まで（平日）
札幌市保険福祉局保健所医療政策課 電話番号： 011-622-5162 受付時間：午前 時 分より午後 時 分まで（平日）
区市町村等窓口 電話番号： - - 受付時間：午前 時 分より午後 時 分まで（平日）
区市町村等窓口 電話番号： - - 受付時間：午前 時 分より午後 時 分まで（平日）
区市町村等窓口 電話番号： - - 受付時間：午前 時 分より午後 時 分まで（平日）
区市町村等窓口 電話番号： - - 受付時間：午前 時 分より午後 時 分まで（平日）

【サービス利用料金の説明】

【1】サービス利用料金に関する事項

- (1) サービス利用料金は、介護保険適用、医療保険適用、保険適用外に分かれています。
- (2) 介護保険サービスに対するお客様負担金は居宅介護支援事業者等が作成するお客様の「サービス利用票」および「サービス利用票別表」によるものとします。
- (3) 介護保険および医療保険において、公費等でお客様負担金に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率、負担率等を確認し、所定のお客様負担金を、算出後、お客様に提示します。
- (4) 本契約の有効期間中、介護保険法および健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、会社は、法令改正後速やかにお客様に対し、改定の施行時期および改定後の金額を通知し同意を得ます。
- (5) 介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります（その際には、居宅サービス計画等を作成する際に説明の上、お客様の同意を得ることとなります）。
- (6) 介護保険サービスに対するお客様負担金は、居宅サービス計画書等を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦お客様が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することとなります。
- (7) お客様が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により保険給付の支払方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。保険給付の制限を受けた場合（介護保険被保険者証の給付制限欄に「支払方法の変更」等の記載があった場合）、一旦お客様が介護報酬を支払い、その後区市町村に対して保険給付分を請求することとなります。詳細については居宅介護支援事業者等または担当者からご説明します。
- (8) 職員等がお客様宅を訪問する際にかかる交通費及び駐車場料金については、原則無料となります。
- (9) 保険適用外のサービスは、保険適用サービスに併用してお客様の希望により提供したサービスを指します。その内容は、下記「【4】サービス利用料金について（保険適用外）について」に規定するとおりです。

【2】サービス利用料金について（介護保険適用）

- (1) 介護報酬は、サービスや内容、加算ごとに決められた単位数で、利用されたサービスの合計単位数に地域単価を乗じた金額となります。
- (2) お客様負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額とし、お客様の介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
- (3) キャンセル料は、下記のとおりとなります。
 - 1) キャンセルのあった1回分のサービス（加算分を除く）のお客様負担金の金額（税込み）

(4) 利用時間は、原則20分以上1時間30分未満とします。ただし、(8)③長時間訪問看護加算に該当する場合を除きます。

(5) 通常の間時間帯(午前8時～午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合、次の通り割増されます。

早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)	+25%
深夜(午後10時～午前6時)	+50%

(6) 介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、**7級地 10,21円**となります。

(7) 介護報酬およびお客様負担金の単価は下記のとおりとなります。

表1 介護保険適用(基本部分)

A. 保健師・看護師がサービスを行った場合

【介護給付】

所要時間	単位数	介護報酬	お客様負担金		
			1割	2割	3割
20分未満(注1)	314単位	3,205円	321円	641円	962円
30分未満	471単位	4,808円	480円	960円	1,440円
30分以上1時間未満	823単位	8,402円	841円	1,681円	2,521円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	11,516円	1,152円	2,304円	3,455円

【予防給付】

所要時間	単位数	介護報酬	お客様負担金		
			1割	2割	3割
20分未満(注1)	303単位	3,093円	310円	619円	928円
30分未満	451単位	4,604円	461円	921円	1,382円
30分以上1時間未満	794単位	8,106円	811円	1,622円	2,432円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円

注1) 20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合に適用となります。

注2) 担当の看護職員が准看護師の場合は、そのサービス料金は上記Aの金額の90%となります。

B. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士がサービスを行った場合

項目	単位数	介護報酬	お客様負担金		
			1割	2割	3割
【介護給付】1回につき	294単位	3,001円	301円	601円	901円
【予防給付】1回につき	284単位	2,899円	290円	580円	870円

注3) 理学療法士等が行うサービスは、40分以上で2回分、60分以上で3回分の算定となります。

また、1日に合計3回分以上算定する場合、該当日のサービス料金は全ての回数分が、介護給付は上記Bの90%、予防給付は上記Bの50%となります。また、週6回を限度として算定します。

注4) 予防給付については、理学療法士等によるサービス(予防給付)を利用開始した月から12か月を超えて同様のサービスを行う場合は、1回につき5単位減算となります。

注5) 表A, Bの金額は、1回あたりの料金の目安です。実際のお客様負担金は、ご利用された単位数を合計してから算出するので、表の金額の合計とは一致しない場合があります。

C. 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行った場合

項目	単位数	介護報酬	お客様負担金		
			1割	2割	3割
1月あたり	2,961単位	30,231円	3,024円	6,047円	9,070円

注6) 担当の看護職員が准看護師の場合は、そのサービス料金は上記Cの金額の98%となります。

注7) 要介護5のお客様に訪問看護を行う場合は、上記Cの所定単位数に1月あたり800単位加算されます。

注8) お客様が医療保険の訪問看護を利用する場合は、上記Cの所定単位数から1日あたり97単位減算します。

(8) 加算については、下記のとおりとなります。当事業所で算定している加算については、表2の該当欄に○のついている項目になります。

表2 加算

該当	加算項目		単位数	介護報酬	お客様負担金		
					1割	2割	3割
	①複数名訪問加算 (I)	30分未満	254単位	2,593円	260円	519円	778円
		30分以上	402単位	4,104円	411円	821円	1,232円
	②複数名訪問加算 (II)	30分未満	201単位	2,052円	206円	411円	616円
		30分以上	317単位	3,236円	324円	648円	971円
○	③長時間訪問看護加算		300単位	3,063円	307円	613円	919円
○	④緊急時訪問看護加算 (I)		600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
	⑤緊急時訪問看護加算 (II)		574単位	5,860円	586円	1,172円	1,758円
○	⑥特別管理加算 (I)		500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
○	⑦特別管理加算 (II)		250単位	2,552円	256円	511円	766円
○	⑧ターミナルケア加算【介護給付】		2,000単位	20,420円	2,042円	4,084円	6,126円
○	⑨初回加算 (I)		350単位	3,573円	358円	715円	1,072円
○	⑩初回加算 (II)		300単位	3,063円	307円	613円	919円
○	⑪退院時共同指導加算		600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
	⑫看護・介護職員連携強化加算		250単位	2,552円	256円	511円	766円
	⑬看護体制強化加算 (I)【介護給付】		550単位	5,615円	562円	1,123円	1,685円
	⑭看護体制強化加算 (II)【介護給付】		200単位	2,042円	205円	409円	613円
	⑮看護体制強化加算【予防給付】		100単位	1,021円	103円	205円	307円
	⑯サービス提供体制強化加算 (I)	A, B	6単位	61円	7円	13円	19円
		C	50単位	510円	51円	102円	153円
	⑰サービス提供体制強化加算 (II)	A, B	3単位	30円	3円	6円	9円
		C	25単位	255円	26円	51円	77円

- ①複数名訪問加算 (I) は、同時に複数の看護師等が1人のお客様に対してサービスが必要であり、お客様又はその家族等の同意を得ている場合には、その所要時間に応じた単位数を加算します。
- ②複数名訪問加算 (II) は、看護師等が看護補助者と同時に複数の看護師等が1人のお客様に対してサービスが必要であり、お客様又はその家族等の同意を得ている場合には、その所要時間に応じた単位数を加算します。
- ③長時間訪問看護加算は、下記⑤⑥特別管理加算の加算を算定しているお客様に対し、上記(4)の規定にかかわらず、1時間30分以上のサービスが必要な場合に加算します。
- ④緊急時訪問看護加算(I)は、利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体

制の整備が行われている場合において、お客様の同意をいただいた上で加算します。

また、⑤緊急時訪問看護加算（Ⅱ）の条件を満たしたうえで算定する。

- ⑤緊急時訪問看護加算（Ⅱ）は、当事業所がお客様またはそのご家族に対して24時間の連絡体制を取り、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っている場合において、お客様の同意をいただいた上で加算します。なお、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜に係る加算を算定します。
- ⑥特別管理加算（Ⅰ）は、下記＜厚生労働大臣が定める状態＞の（イ）に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に加算します。
- ⑦特別管理加算（Ⅱ）は、下記＜厚生労働大臣が定める状態＞の（ロ）から（ホ）に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に加算します。
- （イ）在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態。
- （ロ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。
- （ハ）人工肛門または人工膀胱を設置している状態。
- （ニ）真皮を越える褥瘡の状態。
- （ホ）点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。
- ⑧ターミナルケア加算は、当事業所がお客様またはご家族に対して、24時間連絡体制及び必要に応じサービスを提供できる体制を整備している場合に、ターミナル支援体制について訪問看護計画を作成しお客様及びご家族に対して説明し同意をいただいた上で、お客様がお亡くなりになられた日及び前14日以内に2日以上（お客様が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては1日以上）ターミナルケアを行った場合に加算します。
- ⑨初回加算（Ⅰ）は、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護事業所の看護師が初回の訪問看護を行った場合に加算します。
- ⑩初回加算（Ⅱ）は、新規に訪問看護計画を作成したお客様に対して、初回若しくは初回サービスを行った日の属する月にサービスを行った場合に加算します。
- ⑪退院時共同指導加算は、病院等に入院中または入所中のお客様が退院、退所するお客様に対して、看護師等（准看護師除く）が病院等の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その後サービスを行った場合に加算します。
- ⑫看護・介護職員連携強化加算は、事業所が、喀痰吸引等サービスを行うための登録を受けた指定訪問介護事業所と連携し、当該事業所のお客様に対し喀痰吸引等を円滑に行うための支援を行った場合に加算します。
- ⑬看護体制強化加算（Ⅰ）は、当事業所が下記の要件を満たした場合に、1月につき加算します。
- a) 前6か月間のお客様数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した方の占める割合が50%以上
- b) 前6か月間のお客様数のうち、特別管理加算を算定した方の占める割合が20%以上
- c) 前12か月間のお客様のうちターミナルケア加算の算定者5名以上
- d) 従業者の総数のうち、看護職員の占める割合が60%以上（2023年4月1日より適用）
- ⑭看護体制強化加算（Ⅱ）は、上記⑬の a) b) d) の要件を満たし、前12か月間のお客様のうちターミナルケア加算の算定者1名以上の場合に、1月につき加算します。
- ⑮看護体制強化加算【予防給付】は、上記⑬の a) b) d) の要件を満たした場合に、1月につき加算します。
- ⑯⑰サービス提供体制強化加算は、当事業所が全従業者に対し健康診断等を定期的実施し、個別に研修計画を作成の上研修を実施または予定し、及びお客様情報や留意事項の伝達または従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催し、下記の算定区分に応じた要件を満たす場合に加算します。
- （Ⅰ）：従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の職員の占める割合が30%以上
- （Ⅱ）：従業者の総数のうち、勤続年数3年以上の職員の占める割合が30%以上
- （9）当事業所が、厚生労働大臣が定める地域に所在する場合、特別地域訪問看護加算として、15%の割合を介護報酬に割増料金として加算するものとします。
- （10）当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に所在し、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合、中山間地域等における小規模事業所加算として、10%の割合を介護報酬に加算します。
- （11）当事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住しているお客様に、通常の実施地域を越えてサービス提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、5%の割合を介護報酬に加算します。
- （12）当事業所の所在建物と同一敷地内もしくは隣接敷地内の建物に居住するお客様又は当事業所における1月あたりのお客様が20人以上居住する建物のお客様に対しサービスを行った場合は、所定単位数の90%を算定し、同様にお客様が50人以上居住する同一敷地内建物等の場合は、所定単位数の85%を算定します。

- (13) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合は、－8単位/回の減算をします。
以下の基準のいずれかに該当する場合、減算の適用となります。
①訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること。
②緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。
- (14) 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合の減算について
①「理学療法士等の訪問回数が超過している場合」の減算が適用される場合：－15単位/回
②上記の減算が適用となっていない場合：－5単位/回

【3】サービス利用料金について（医療保険適用）

〔1〕医療保険の指定訪問看護の費用の額は、訪問看護基本療養費および訪問看護管理療養費の額に、訪問看護情報提供療養費および訪問看護ターミナルケア療養費の額を加えた額となります。また、特別訪問看護指示書の指示が出た場合を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。なお、お客様負担金（表3参照）は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金からお客様ごとの医療保険給付額を控除した金額となります。准看護師が訪問する場合は、基本療養費ⅠおよびⅡ（同一日に2人）の自己負担金額が、1割負担の場合50円、2割負担の場合100円、3割負担の場合150円減額になります。基本療養費Ⅱ（同一日に3人以上）の場合は、同じく25円、50円、75円減額になります。（Ⅰ・Ⅱともに保健師、助産師、看護師の金額から減額になります）

表3 医療保険適用（お客様負担金）

★は、お客様の同意により加算の対象となります。

【基本療養費・管理療養費】												
自己負担割合（受給者証に記載）			1割			2割			3割			
訪問看護 算定項目			基本療養費	※管理療養費	合計	基本療養費	※管理療養費	合計	基本療養費	※管理療養費	合計	
Ⅰ 在宅	月の初日		555円	767円	1,322円	1,110円	1,534円	2,644円	1,665円	2,301円	3,966円	
	保健師、助産師、看護師	週3日目まで	555円	300円	855円	1,110円	600円	1,710円	1,665円	900円	2,565円	
		週4日目以降	655円	300円	955円	1,310円	600円	1,910円	1,965円	900円	2,865円	
	理学療法士等（月の初日以外）		555円	300円	855円	1,110円	600円	1,710円	1,665円	900円	2,565円	
Ⅱ 同一建物	月の初日		同一日に2人	555円	744円	1,299円	1,110円	1,488円	2,598円	1,665円	2,232円	3,897円
			同一日に3人以上	278円	744円	1,022円	556円	1,488円	2,044円	834円	2,232円	3,066円
	保健師、助産師、看護師	週3日目まで	同一日に2人	555円	300円	855円	1,110円	600円	1,710円	1,665円	900円	2,565円
			同一日に3人以上	278円	300円	578円	556円	600円	1,156円	834円	900円	1,734円
	週4日目以降	同一日に2人	655円	300円	955円	1,310円	600円	1,910円	1,965円	900円	2,865円	
		同一日に3人以上	328円	300円	628円	656円	600円	1,256円	984円	900円	1,884円	
理学療法士等（月の初日以外）		同一日に2人	555円	300円	855円	1,110円	600円	1,710円	1,665円	900円	2,565円	
		同一日に3人以上	278円	300円	578円	556円	600円	1,156円	834円	900円	1,734円	
Ⅰ Ⅱ 共通	悪性腫瘍に対する緩和ケア、真皮を超える褥瘡に対する褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケア（専門）/月1回限度		1,285円	—	1,285円	2,570円	—	2,570円	3,855円	—	3,855円	
			850円	—	850円	1,700円	—	1,700円	2,550円	—	2,550円	
Ⅲ	入院中の一時外泊					月の初日			1割	2割	3割	
						機能強化型管理療養費1			1,253円	2,506円	3,759円	
						機能強化型管理療養費2			950円	1,900円	2,850円	
						機能強化型管理療養費3			847円	1,694円	2,541円	
【加算・その他療養費】												
種別 / 算定単位			1割	2割	3割	種別 / 算定単位			1割	2割	3割	
難病等複数回訪問加算/日	1日	同一建物内2人まで	450円	900円	1,350円	24時間対応体制加算★ /月	/月	680円	1,360円	2,040円		
		同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円							
	2日	同一建物内2人まで	800円	1,600円	2,400円	特別管理加算 /月	250円	500円	750円			
		同一建物内3人以上	720円	1,440円	2,160円	特別管理加算（重症度等の高いもの） /月	500円	1,000円	1,500円			
特別地域訪問看護加算 /日			基本療養費の50%相当額									
緊急訪問看護加算（月14日目まで） /日			265円	530円	795円	退院時共同指導加算			800円	1,600円	2,400円	

緊急訪問看護加算（月15日目以降） /日		200円	400円	600円	/退院退所時			
長時間訪問看護加算 /週1回		520円	1,040円	1,560円				
乳幼児加算 /日		130円	260円	390円	特別管理指導加算 /退院退所時	200円	400円	600円
乳幼児加算（超重症児・準超重症児・厚生労働大臣の定める疾病等・特別管理加算要件に該当の場合） /日		180円	360円	540円				
複数名訪問看護加算（准看護師以外と行う場合）/週1回 ★	同一建物内2人まで	450円	900円	1,350円	退院支援指導加算 /退院退所時	600円	1,200円	1,800円
	同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円				
複数名訪問看護加算（准看護師と行う場合）/週1回 ★	同一建物内2人まで	380円	760円	1,140円	在宅患者連携指導加算 /月	300円	600円	900円
	同一建物内3人以上	340円	680円	1,020円				
複数名訪問看護加算（看護補助者を行う場合）/週3回限度★	同一建物内2人まで	300円	600円	900円	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 /月2回限度	200円	400円	600円
	同一建物内3人以上	270円	540円	810円				
複数名訪問看護加算（看護補助者と行う場合かつ別に厚生労働大臣が定める場合） /日 ★	1日1回	同一建物内2人まで	300円	600円	看護・介護職員連携強化加算 /月	250円	500円	750円
		同一建物内3人以上	270円	540円				
	1日2回	同一建物内2人まで	600円	1,200円	訪問看護情報提供療養費 1・2・3 ★ /該当月	150円	300円	450円
		同一建物内3人以上	540円	1,080円				
1日3回以上	同一建物内2人まで	1,000円	2,000円	訪問看護ターミナル療養費1 ★ /回	2,500円	5,000円	7,500円	
	同一建物内3人以上	900円	1,800円					2,700円
夜間・早朝訪問看護加算 /日		210円	420円	630円	訪問看護ターミナル療養費2 ★	1,000円	2,000円	3,000円
深夜訪問看護加算 /日		420円	840円	1,260円				
訪問看護ベースアップ評価料（I）		78円	156円	234円				

訪問看護ベースアップ評価料については毎月算定します。

（当事業所が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金改善等を実施しているものとして地方厚生局長に届出ている場合に加算）

〔2〕訪問看護基本療養費

（1）訪問看護基本療養費は、訪問看護を行う職員の資格により、金額が異なります。訪問看護基本療養費Ⅱは、同一日に同一建物（介護老人福祉施設、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、マンションなどの集合住宅等）に入居または入所もしくは認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護（宿泊サービスに限る）等のサービスを利用する複数のお客様に訪問看護を行った場合、週3日を限度として算定します。ただし、同一日に2人までの訪問の場合と3人以上の訪問の場合で、表3のとおり料金が異なります。

（2）訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱのうち、悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っているお客様、真皮を越える褥瘡の状態にあるお客様、人工肛門若しくは人工膀胱周囲の皮膚にびらん等の皮膚障害が継続又は反復して生じている状態にあるお客様、または人工肛門若しくは人工膀胱のその他の合併症を有するお客様に対して、所定の専門研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーション又はお客様の在宅療養を担う保険医療機関の看護師若しくは准看護師と共同して訪問看護を行った場合は、表3のⅠⅡ共通に記載の金額を月1回限度として算定します。ただし、同一日に訪問看護管理療養費は算定しません。

（3）訪問看護基本療養費Ⅲは、入院中であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしているお客様に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づき訪問看護を行った場合、入院中1回（下記（3）「厚生労働大臣が定める疾病等」、後述〔3〕訪問看護管理療養費（3）（4）の特別管理加算の要件、のいずれかに該当するお客様の場合は2回）を限度として算定します。

（4）訪問看護基本療養費ⅠおよびⅡは、下記「厚生労働大臣の定める疾病等」、後述〔3〕訪問看護管理療養費（3）（4）の特別管理加算の要件、のいずれかに該当するお客様について、週4日以上算定ができます。

「厚生労働大臣の定める疾病等」

- ①末期の悪性腫瘍、②多発性硬化症、③重症筋無力症、④スモン、⑤筋萎縮性側索硬化症、⑥脊髄小脳変性症、⑦ハンチントン病、⑧進行性筋ジストロフィー症、⑨パーキンソン病関連疾患、⑩多系統萎縮症、⑪プリオン病、⑫亜急性硬化性全脳炎、⑬ライソゾーム病、⑭副腎白質ジストロフィー、⑮脊髄性筋萎縮症、⑯球脊髄性筋萎縮症、⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎、⑱後天性免疫不全症候群、⑲頸髄損傷、⑳人工呼吸器を使用している状態

- (5) 特別訪問看護指示書は、急性増悪等により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。1月につき1回の指示で、14日間まで訪問します。
- (6) 難病等複数回訪問加算は、難病等の場合や特別訪問看護指示書を受けて1日に複数回サービスを提供した場合に、表3に掲げる区分に従い、1日につき加算します。
- (7) 特別地域訪問看護加算は、当事業所またはお客様宅のどちらかが厚生労働大臣が定める地域に所在し、当事業所の所在地からお客様宅までの移動にかかる時間が1時間以上かかる場合は、基本療養費の50%に相当する額を加算します。
- (8) 緊急訪問看護加算は、お客様またはご家族の求めに応じて、主治医の指示により、当事業所が、緊急にサービスを提供した場合に、1日につき加算します。
- (9) 長時間訪問看護加算は、後述〔3〕訪問看護管理療養費(3)(4)の特別管理加算の要件に該当する状態、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている状態、のいずれかに該当するお客様への訪問看護が90分を越えた場合に、週1日加算します。また、お客様が15歳未満の超重症児または準超重症児、15歳未満で特別管理加算の要件に該当する状態の場合は、週3回を限度に加算します。
- (10) 乳幼児加算は、3歳未満の乳幼児または3歳以上6歳未満の幼児に対し、当事業所がサービスを行った場合に、1日につき所定額を加算します。
- (11) 複数名訪問看護加算は、同時に複数の看護師等(1人以上は看護職員)によるサービスが必要な下記の状況にあるお客様に対して、お客様またはそのご家族等の同意をいただいた上で、表3に掲げる区分に従い、週1回加算します。なお、看護補助者と同時にサービスを行う場合は週3回を限度に加算し、さらに下記①②③に該当する場合は、1日1回算定日のサービス回数に応じた額を加算します。
 - 1人での看護職員によるサービス提供が困難である場合
 - ① 末期の悪性腫瘍等のお客様、② 特別訪問看護指示期間中のお客様
 - ③ 特別な管理を必要とするお客様、④ お客様の行為によって1人が困難な場合
- (12) 夜間(午後6時から午後10時までの時間)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間)に指定訪問看護を行った場合に所定額を加算します。
- (13) 深夜(午後10時～午前6時までの時間)に指定訪問看護を行った場合に所定額を加算します。
- (14) 1回の利用時間は、30分以上1時間30分以下を標準とし、1時間30分を超えないものとします。ただし、「(8)長時間訪問看護加算」に該当する場合は除きます。

〔3〕訪問看護管理療養費

- (1) 訪問看護管理療養費は、サービスを提供するにあたり、安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画および訪問看護報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行なった場合に、訪問の都度に算定します。また、機能強化型訪問看護管理療養費1、2および3は、次の体制を整備し地方厚生局長に届出ている場合に算定します。

≪機能強化型訪問看護管理療養費1の基準≫

- ① 常勤の看護師等の数が7名以上(うち1名は非常勤職員を常勤換算し算入可能)であること
- ② 看護師等の60%以上が看護職員であること
- ③ 24時間対応体制加算を届出ていること
- ④ ターミナルケア及び前述の≪厚生労働大臣の定める疾病等≫に該当するお客様に対する訪問看護について十分な実績があること

- ⑤ 介護保険の居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成が必要なお客様のうち、医療的な管理が必要なお客様の10%が当該居宅介護支援事業所により計画が作成されていること

- ⑥ 休日、祝日等も含め計画的なサービスを行うこと
- ⑦ 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していること

≪機能強化型訪問看護管理療養費2の基準≫

- 常勤の看護師等の数が5名以上(うち1名は非常勤職員を常勤換算し算入可能)であること及び上記
- ②～⑦のいずれにも該当すること

≪機能強化型訪問看護管理療養費3の基準≫

- ① 常勤の看護師等の数が4名以上であること
- ② 看護師等の60%以上が看護職員であること
- ③ 前述の≪厚生労働大臣の定める疾病等≫に該当にするお客様、後述(3)(4)特別管理加算に該当するお客様、又は重症な精神科疾患を有するお客様が月に10人以上いること、もしくは複数の訪問看護ステーションとで共同してサービスを提供する重症なお客様が月に10人以上いること
- ④ 訪問看護ステーションと人材交流する医療機関以外の保険医療機関との間において行われる退院時共同指導の実績があること
- ⑤ 地域の医療機関の看護職員が当事業所において一定期間勤務する等、訪問看護ステーションと当該医療機関との間での看護職員の相互交流による勤務の実績があること

- ⑥地域の医療機関や訪問看護ステーションを対象とした研修を年に2回以上実施していること
 - ⑦24時間対応体制加算を届出していること
 - ⑧休日、祝日等も含め計画的なサービスを行うこと
 - ⑨地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していること
- (2) 24時間対応体制加算は、お客様またはそのご家族等から電話等により看護に関する意見を求められた際に、常時対応できる体制を取っていて、かつ緊急時に訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合に、お客様の同意を頂いた上で月1回加算します。
- (3) 特別管理加算は、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、月1回加算します。
- ①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理もしくは在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にあるお客様
 - ②人工肛門もしくは人工膀胱を設置している状態にあるお客様
 - ③在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定しているお客様
 - ④真皮を越える褥瘡の状態にあるお客様
- (4) 特別管理加算（重症度等の高いもの）は、以下に該当する状態にあるお客様に対して計画的な管理を行った場合に、月1回加算します。
- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にあるお客様
 - ②気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にあるお客様
- (5) 退院時共同指導加算は、保険医療機関の退院または介護老人保健施設、介護医療院の退所に当たって、入院中または入所中に、主治医等と当事業所の看護職員（准看護師を除く）が共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合に加算します。また、お客様が特別管理加算の対象者である場合には、特別管理指導加算も併せて算定します。
- (6) 退院支援指導加算は、保険医療機関からの退院日に、当事業所の看護職員（准看護師を除く）が在宅で療養上の必要な指導を行った場合に、退院日の翌日以降初日の訪問看護の実施日に1回に限り訪問看護療養費に加算します。（但し、その間にお客様がお亡くなりまたは再入院した場合には、当該日に算定）
- (7) 在宅患者連携指導加算は、医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い、共有した情報を踏まえてお客様または家族に指導を行った場合に月1回加算します。
- (8) 在宅患者緊急時等カンファレンス加算は、在宅での療養を行っているお客様の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する医療従事者と共同でお客様宅に赴きカンファレンスを行い、共同で療養上必要な指導を行った場合に月2回を限度に加算します。
- (9) 看護・介護職員連携強化加算は、喀痰吸引や経管栄養が円滑に行われるよう、医師の指示の下喀痰吸引等を実施している介護職員等に対して必要な支援を行った場合に、月1回加算します。

〔4〕訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費は、1についてはお客様の居住地を管轄する市町村又は都道府県からの求めに応じて、2については保育所、幼稚園及び義務教育諸学校の求めに応じて、3については保険医療機関等へ、お客様の同意をいただいた上で、お客様に提供したサービスに関する情報を文書にて提供した場合に、該当月に1回算定します。

〔5〕訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費は、1については在宅または特別養護老人ホーム等（看取り介護加算等の算定なし）でお亡くなりになられたお客様について、2については特別養護老人ホーム等（看取り介護加算等の算定あり）でお亡くなりになられたお客様について、お亡くなりになられた日及び前14日以内に2回以上訪問看護を行い、かつ、訪問看護におけるターミナル支援体制について訪問看護計画を作成しお客様及び家族に対して説明し、同意をいただいた上で、ターミナルケアを行った場合に算定します。

【4】サービス利用料金について（保険適用外）

表4 保険適用外のサービス

区分	ご利用料金				適用となる場合
1. 保険適用外の看護 （非課税）	時間区分	30分未満	30分以上1h未満	以降30分毎	①介護保険、医療保険お客様：90分を越えた場合（長時間訪問看護加算の算定時を除く） ②医療保険お客様：サービス提供の営業日以外の場合（医療保険と併用の場合は差額を算定）
	日中帯：8時～18時	5,000円	9,000円	5,000円	
	早朝帯：6時～8時 夜間帯：18時～22時	6,250円	11,250円	6,250円	
	深夜帯：22時～翌6時	7,500円	13,500円	7,500円	③その他保険算定外となった場合
2. 死後の処置 （消費税課税）	1回	15,600円（税込）			訪問看護と連続して行われる場合（保険適用の訪問看護サービスお客様に限る）

【適用となる場合の例】

- 1. 保険適用外の看護 ②サービス提供の営業日以外の場合（保険併用時の差額算定）について
例）日曜日が当事業所のサービス提供の営業日ではない場合の料金
 - ・14：00～14：30利用（日中帯30分利用）
⇒医療保険の算定がない場合は、上表より全額自費5,000円となります。
医療保険の算定がある場合は、基本療養費（5,550円）の方が高いため、差額の自費分は発生しません。
 - ・14：00～15：00利用（日中帯60分利用）
⇒医療保険の算定がない場合は、上表の該当する区分により全額自費9,000円となります。
医療保険の算定がある場合は、医療保険のお客様負担金に加えて、保険適用外の料金として差額9,000円－5,550円＝自費3,450円が発生します。
- 1. 保険適用外の看護 ③その他保険算定外となった場合について
例）医療保険お客様：複数回の訪問となった場合
 - ・難病等複数回訪問加算の適用とされないお客様に対する1日2回目以降の訪問
 - ・週3日の訪問限度があるお客様に対する週4日目以降の訪問
⇒保険算定が出来ないため「1. 保険適用外の看護 ③その他保険算定外となった場合」として上表の該当する区分のご利用料金が適用となります。

【加算に関する同意の有無】

お客様は、下記の加算に同意する場合には、「同意します」に丸印を、同意しない場合には、「同意しません」に丸印をご記入ください。

1. 介護保険適用の場合

- (1) お客様は、緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算に【同意します・同意しません】。
- (2) お客様は、ターミナルケア加算に【同意します（※1）・同意しません】。

（※1）本書面と併せて、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を受け、計画書にも同意しました。

2. 医療保険適用の場合

- (1) お客様は、24時間対応体制加算に【同意します・同意しません】。
- (2) お客様は、訪問看護情報提供療養費の加算に【同意します・同意しません】。
- (3) お客様は、複数名訪問看護加算に【同意します・同意しません】。
- (4) お客様は、ターミナル療養費の算定に【同意します（※2）・同意しません】。

（※2）本書面と併せて、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を受け、計画書にも同意しました。